

第十五号様式(第三条の四関係)(A4)



建築基準法第6条の2第1項の規定による

確認済証

第26UDI1T建02187号

令和8年9月12日

株式会社スマイルエコ
代表取締役 桐原 孝幸 様

ユーディーアイ確認検査株式会社

代表取締役社長 柿沼 繁範



下記による計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

- 建築場所、設置場所又は築造場所
東京都練馬区高松二丁目3346番4
- 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
 - 主要用途
一戸建ての住宅
 - 工事種別
新築
 - 延べ面積
 - 申請部分
92.88 m²
 - 申請以外の部分
0.00 m²
 - 合計
92.88 m²
 - 申請棟数
1 棟
 - 主たる建築物の構造
木造
 - 主たる建築物の階数
 - 地階を除く階数(地上階数)
2 階
 - 地階の階数
0 階
 - 建築物の名称又は工事名
スマイルファミリー 練馬区高松2丁目 新築工事
- 確認を行った確認検査員
確認検査員 関根 知昭
又は副確認検査員の職氏名
- 適合判定通知書の番号
第 号
- 適合判定通知書の交付年月日
令和 年 月 日
- 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

1857555266221

地耐力データ及び検討書の提出について

ユーディーアイ確認検査株式会社

この建築物は確認申請にあたり、地耐力データを近隣データ又は行政指導による地耐力を参考に設計(構造計算)を行っております。

建築基準法施行規則では、建築地(建築場所)の地耐力データの添付を求めていますので本来はその建築地(建築場所)のデータが必要となります。また、実際の調査を行って設計に不足する地耐力となった場合には、計画変更が必要となります。

この為、この建築物については、必ず着工前に地耐力の調査を行い、当機関に地耐力データの結果をご報告下さい。(結果により検討書も添付。)

着工までに報告が無かった場合には、その後の中間検査又は完了検査は受けられませんので注意して下さい。

東京都内に木造3階建てを建築される施工者様へ

建築地が東京都内で、木造3階建て(その他一定規模の建築も)を施工する際には、検査申請時に「建築工事施工計画・結果報告書」等の提出が必要となります。

本案内においては、木造3階建ての場合に必要な提出書類・注意事項をまとめましたので、参考にご利用ください。

【特定工程 中間検査申請時】

■提出書類

- ①中間検査申請書に加え『建築工事施工結果報告書(第22号様式の3)』が必要となります。
(様式は、東京都 又は 東京都防災・まちづくりセンターホームページよりダウンロード出来ます)

■注意事項

- ①上記報告書を作成するに当たり、基礎打設時のコンクリート強度試験が必要です。
- i. 打設毎の強度試験結果が必要です。(耐圧版・立上りが別々の場合、2回強度試験が必要です)
 - ii. 中間検査時に材齢が28日に達していない場合は、4週強度試験結果欄に「試験未了」と記入しその旨を記載してください。
 - iii. コンクリート強度の試験体は、3個以上採取し、試験結果には、平均値の値を記入してください。
(中間検査の予定時期に材齢が28日に達しない場合には、4週強度試験結果欄に「試験未了」と記入してください。)
 - iv. 合否判定は、品質基準強度(JASS5-2003に準拠する場合は設計基準強度+3N、JASS5-2009に準拠する場合は設計基準強度と同じ値)に達していることを確認してください。
(品質基準強度に達していない場合は、検査申請前に事前に窓口までご相談ください)
 - v. コンクリートの強度試験機関は『建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱第4条』に規定した試験機関より選定してください。

【完了検査申請時】

■提出書類

- ①完了検査申請書に加え『建築工事施工結果報告書(第22号様式の3)』が必要となります。
(様式は、東京都 又は 東京都防災・まちづくりセンターホームページよりダウンロード出来ます)

■注意事項

- i. 中間検査時のコンクリート強度を「試験未了」で報告された場合には、28日強度の試験結果を施工結果報告書に記入してください。

地盤改良工事を行う工事監理者様へ
～地盤改良工事施工結果報告書 提出のお願い～

この度 工事監理報告書の補足資料として 地盤改良工事を計画し施工された場合で 弊社に建築基準法の間接検査 完了検査を申請される際には 地耐力の確認のため 地盤改良工事施工結果報告書(写)の提出が必要となりました。

お手数をお掛けいたしますが ご理解と ご協力をお願いいたします。

なお 地盤改良工事施工結果報告書(写)の提出と その内容の確認ができない場合は 合格証の交付ができません。

重ねて ご理解と ご協力をお願いいたします。

◆注意事項

弊社に 住宅瑕疵担保保険の検査など 建築基準法以外の検査を依頼され その検査の提出資料として 地盤改良工事施工結果報告書を提出されている場合でも 建築基準法の検査として 改めて 地盤改良工事施工結果報告書(写)の提出をお願いいたします。